

太陽 ASG

エグゼクティブ・ニュース 2007 年 3 月第 49 号

**テーマ：中国の外資優遇税制の改廃
～内資系企業・外資系企業の両税合一化～**

以下の要旨は 37 秒でお読みいただけます。

要 旨

中国政府は、経済発展に外国企業の活用が不可欠と考え、1970 年代から開放改革政策を推進し、外資の誘致に力を入れてきました。90 年代に入って、中国経済の高度成長が顕著となりましたが、これを支えたのが、91 年に公布された、外国企業を税制面で優遇する「中国外商投資企業および外国企業所得税法」で、外資系企業に対し、様々な税制上の優遇を与えました。この大胆な外資優遇策は高い成功を納め、中国は外貨準備高で 1 兆 663 億ドルと中国は世界のトップ、GDP(2005 年統計)では 1 兆 8400 億ドルでイタリアを抜き、米・日・独・英・仏につぐ第 6 位です。

一方、中国企業にとって不平等なこの税制は、中国企業の国際競争力にマイナスの影響を与え、一連の矛盾とトラブルを引き起こしました。平等な競争環境、いわゆる「両税合一」の声が日増しに高くなりました。

2007 年 3 月 5 日から 3 月 16 日まで開かれた第 10 期全人大第 5 回会議は、過熱経済の抑制、私有財産の保護、農村問題等について討議し、物権法、企業所得税法などの重要な法律を可決しました。中でも、内外の関係者の関心を集めたのが、内資系企業と外資系企業の企業所得税法の統一です。

今月は、中国弁護士の有資格者であり、永年中国日系企業の実務に携わってきた ASG 税理士法人 下岡 郁税理士から、新法の背景と内容について解説します。



「太陽 ASG エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちらから → <http://www.gtjapan.com/library/index.html>

本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。

太陽 ASG グループ マーケティング コミュニケーション担当 田代知子 Tel: 03-5770-8860 Email: t-asgMC@gtjapan.com

中国の外資優遇税制の改廃 ～内資系企業・外資系企業の両税合一化～

ASG 税理士法人
国際税務グループ マネジャー
下岡 郁（税理士）

2007 年 3 月 5 日から 3 月 16 日まで、中国第 10 期全国人民代表大会^{*注1}（以下全人大という）第 5 回会議が北京で開かれました。10 日間に渡り、過熱経済の抑制、私有財産の保護、農村問題等について議論し、物権法、企業所得税法など重要な法律を審議し、認可しました。

その中、最も外国投資者の関心を集めたのは、内資系企業^{*注2}と外資系企業^{*注3}の企業所得税法の統一です。ここで、その背景および内容について詳しく解説します。

「両税合一」の背景

70 年代からはじまった外資誘致

中国は 1970 年代から、開放改革政策を実施し、外資の誘致に力を入れてきました。税制面では、1991 年に公布された「中国外商投資企業および外国企業所得税法」で、外資系企業に対して内資系企業にない様々な税制優遇を与えました。これらの優遇政策は外国資本の中国投資促進に大きな役割を果たし、2006 年 12 月現在、中国に進出している外資系企業は 594 千社にのぼり、納税額は中国総税収の 21.12%を占めています。

不平等の顕在化

一方で中国は、2001 年 WTO に加盟し、市場経済メカニズムの整備と健全化を目指し改革を進めています。この不平等な税金徴収制度は中国企業の国際競争力にマイナスの影響を与え、一連の矛盾とトラブルを引き起こしました。一日も早く二つの税法を統一し、平等な競争環境を整える、いわゆる「両税合一」の声が益々高くなりました。

2004 年に中国財政部および税務総局は企業所得税法の改正案を書面にまとめ、多数の政府機関、企業および専門家の議論を重ね、2006 年 12 月にやっと正式に全人大の常務委員会に提出することができました。財政部長金人慶氏は「現在、中国は経済高度成長期に入り、財政収入は安定的に増加している。国家の財政と企業の経済力は比較的に強く、企業所得税法改革の好機である。」と述べ、「両税合一」に対する自信度を示しました。

税法および税率の統一

現状の格差

現在、中国において設立された内資系企業には「中国企業所得税暫定条例」を適用し、外資系企業には「中国外商投資および外国企業所得税法」を適用しています。両法とも表面税率が 33%ですが、実質的に優遇税制等を適用した後の内資系企業の税負担は 25%前後、外資系企業は 15%前後、約 10%の差が生じています。

格差の是正

今回認可された「中華人民共和国企業所得税法」（以下新税法という）は、外資または内資を問わず、個人企業およびパートナーシップを除き、すべての企業に適用されます（新税法第 1 条）。また、税率を一律 25%に下げます（新税法第 4 条）。

*注 1 全国人民代表大会とは、中国の最高権力機関であり、日本の国会に相当します。

*注 2 内資系企業は外資系企業以外の中国国内法人をいう。

*注 3 外資系企業とは、外国投資者の出資割合が 25%以上の中国国内法人をいう。



25%の税率は内資系企業やサービス業など優遇政策が適用できない一部の外資系企業にとって、約 8%減税となる一方、製造業、特別地域に設立された外資系企業にとっては、1%～10%の負担増となります。

内資系企業には減税の恩恵

中国政府は、新税法の実施により、2008 年度内資系企業の税金収入が 1,340 億元(20.1 兆円)減少し、外資系企業の税金収入が 410 億元(6.1 兆円)増加すると推測しています。また、優遇政策の経過措置による減税額を考慮すると、さらに多額な財政収入の減少となりますが、「すべて中国政府財政がカバーできる範囲内である」と余裕のある態度を見せています。

優遇税制統一の主な内容

新税法は第四章「税制優遇」において、今後の優遇税制の大枠を示めました。内外資を問わず、すべて適用できるようになっています。

1. 外国企業の中国国内源泉所得(新税法第 27 条(五)、第 3 条第 3 項) (中国に恒久的施設を有する場合を除く)
詳細は国務院^{*注 4}の規定による
2. 国家認定のハイテク企業に 15%の優遇税率(新税法第 28 条第 2 項)
3. 5 年間の経過措置を設け、外資系企業の優遇税制を廃止する(新税法第 57 条)
4. 経済特区および上海浦東新区に新規設立されたハイテク企業を優遇(新税法第 57 条)
5. 西部大開発地区の企業の優遇政策を維持する(新税法第 57 条)
上記の優遇税制の具体的な適用対象、適用方法について、今後国務院および関係部署は法令、通達を公布する予定になっています。

*注 4 国務院とは、中国の最高行政機関であり、その内の各部は日本の省に相当します。

外資系企業の優遇税制

新税法第 57 条に規定されている通り、外資系企業の優遇制度は今後廃止されることとなっています。具体的には：

二免三減の廃止

製造業で、経営期間が 10 年以上の外資系企業は、繰越欠損金控除後利益が発生した第 1 期および第 2 期は免税、第 3 期から第 5 期は法人税半分、いわゆる「二免三減」の優遇政策を受けていました。新税法の公布により、経過措置の期限後、この制度は廃止となります。

経過措置の適用は、具体的に、すでに二免三減を適用し始めた企業はその適用が完了するまで、また、赤字のためまだ優遇を受けていない企業は 2008 年を第一免税年度として、二免三減を適用します。

低税率優遇の段階的廃止

15%または 24%の低税率を適用している外資系企業は、2008 年から 5 年間にかけて段階的に 25%の税率に統一します。再投資した場合の税金還付制度も廃止されました。

これらの優遇政策がなくなることで中国の外資誘致に影響が大きいではないかという心配の声もありますが、財政部長金人慶氏は「中国の政治的安定、高度成長経済、膨大な市場、豊富な労働力および改善されつつ法律・行政環境は外資誘致の主要因であり、税制優遇は単なる一部に過ぎません。」と楽観的に見ているようです。



国際課税の強化

今回の新税法は第六章「特別納税調整」において、国際課税について詳細に規定しました。コストシェアリング(新税法第 41 条)、移転価格の事前確認申請制度(新税法第 42 条)、外国関連取引のドキュメンテーション(新税法第 43 条、44 条)、タックスヘイブン税制(新税法第 45 条)、過少資本税制(新税法 46 条)を新たに取り込みました。

コストシェアリングとは、無形資産を共同開発し、将来得られる便益によって開発コストを分担する制度です。

移転価格税制の事前確認制度も通達から本法へ

移転価格税制とは、独立企業間価格とは異なる価格をもって関連会社間の取引が行われた場合において、その取引価格を独立企業間価格に引きなおして課税を行う制度です。事前確認申請制度はその正常な価格を事前に税務機関に申請し、合意を得る手続きです。

中国もタックスヘイブン税制を採用

タックスヘイブン税制とは、税率の低い国(タックスヘイブン国)に一定の要件を満たす子会社等を設立して、そこに所得を留保した場合、その外国子会社の留保所得が配当されたものとみなして、親会社の所在地国で合算して課税される制度です。過少資本税制とは、海外の関連企業との間において、出資に代えて貸付けをすることによる税負担の軽減を防止するために、一定割合を超える支払利子の損金算入を認めないこととする制度です。

これらの制度は、いずれも税収の国外への流出を防止することを目的とするもので、中国も国家間な税収獲得競争に本格的参入してきたといえることができます。以前、日米間で頻発した税金摩擦が日中間で発生することが予想されます。

上記のように、先進国の会計および課税制度を研究し、これを前向きに採用する中国は、2007 年 1 月から実施した新会計基準と合わせて、国際課税の強化を図り、一刻も早く国際化を実現する意欲を見せていると言えます。



日系企業としての対応策

今回の「両税合一」は、製造業を中心とする日系企業に大きな影響を与えたそうです。新税法の実施年度に合わせて、駆け込みで進出する企業も出ると予想されます。すでに進出済の企業にとって、中国の税金問題を真剣に考える時期が到来したと言えるでしょう。

1. 税制優遇の最大利用

2008 年から 5 年間、優遇税制の経過措置が設けられています。中国子会社の損益状況を徹底的に分析・予測し、優遇税制の最大限の適用を検討する必要があります。それと同時に、日中間に潜在していた税務リスクを評価し、最小限に抑える準備期間とも言えます。

2. 税務リスクの評価および回避

実務上、中国関連の税務リスクは大半中国に対する認識不足、日中間の情報交換の不充分から生まれています。一番多い事例として、日本親会社の中国関連支出の寄付金認定、中国派遣社員の個人所得税の申告漏れなどがあります。日本または中国の税務当局から指摘を受け、課税された場合、二重課税は発生します。

今後特に注目されるのは移転価格のリスクです。今回の新税法では、関連企業の取引価額に関するドキュメンテーションを明文化し、APA(事前確認申請)制度についても言及しました。今後中国税務当局による移転価格の調査も増えると予想されます。

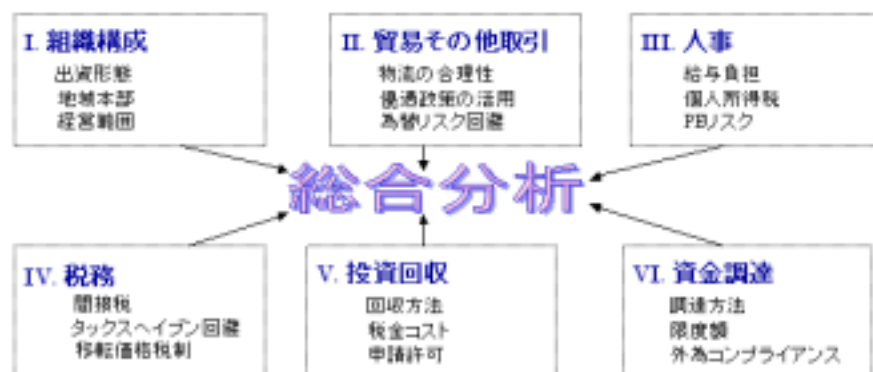
3. タックス・ミニマイゼーション

日本親会社および中国子会社の総納税額を抑え、コンプライアンスの問題を解決して、的確なタックスプランニングを行うことは、企業にとって最終的に利益につながります。

二重課税は勿論回避すべきであり、両国の法律に従った節税対策を検討する必要もあります。

このようなタックスプランニングは税だけでなく、組織構成、人事、投資回収、日中間取引など様々な方面から分析しなければなりません。また、日本のみならず、中国子会社の担当者も、そして多数の部門と調整しながら、実行していく必要があります。

日中間タックスプランニング



残る課題

「法の下、皆平等」という基本的な考えで、今回の外資系企業と内資系企業の法人税法は統一されました。しかし、各地方政府が規定している外資系企業の最低資本金の制限、外資系企業の事業範囲を制限する「外商投資産業投資目録」などは依然効力をもっています。今までこのような制限を税務面で補いを受けて中国国内企業と競争してきた外資系企業の場合は、今後厳しい局面に向かうことになります。

このような「逆差別」の競争環境を如何に早く解消できるかは、中国政府の国際化実現への課題ではないかと考えます。

以上

執筆者紹介：

下岡 郁（しもおか いく）

ASG 税理士法人 国際税務グループ マネジャー 税理士 中国弁護士有資格者

< 専門分野 >

中国進出、中国税務、日中間取引にかかるタックスプランニング。

< 職歴 >

中国政法大学経済法学部卒業後、中国吉林省の弁護士事務所で勤務。1994 年来日以来、日中ビジネス、主に会計および税務業務に従事。中国子会社の総経理および上海駐在員事務所の首席代表を経験して現職に至る。

< 著書・論文 >

- 「中国から資金回収に伴う税務」税務弘報 2007 年 2 月号
- 「中国子会社の財務諸表を読もう」平成 16 年上海 Supercity
- 「中国会計・税務小辞典」平成 16 年
- 大蔵財務協会出版「中国税制概要 2003 年版」主要翻訳メンバー